

対日投資促進に向けたわが国の紛争解決制度整備

— 現状と課題 —

2005年7月22日

21世紀政策研究所

対日投資促進に向けたわが国の紛争解決制度整備 — 現状と課題（要旨） —

2005年7月22日
21世紀政策研究所

1. 対日投資と紛争解決制度

政府は、2001年末時点の対日直接投資残高6.6兆円を2006年末までに倍増する目標を掲げ、「対日投資促進プログラム」を策定して諸施策に取り組んでいる。投資促進には、このプログラムに掲げられているM&A法制整備等の即効性を有する政策のみならず、基幹インフラの一つとしての紛争解決制度の整備も必要である。対日直接投資によりわが国で事業活動を継続する企業は、紛争によっては、わが国の紛争解決制度を利用せざるを得ないと考えられるためである。

2. 紛争解決制度の整備状況：別表〔紛争解決制度整備状況概観〕参照

事業活動に関わる様々の法制（民事訴訟法制、知財法制、経済法制、労働法制、倒産法制）において、当事者の納得の得られる紛争解決（迅速化、専門対応力、公正・透明性の向上、国際調和、実効性の向上）に向けて別表のような制度整備が重ねられている。

3. これまでの取組みの評価と課題

3-1 迅速化

民事訴訟の迅速化は、統計数値だけでなく、法曹関係者、利用者の発言からも読み取れる。これは、民訴法改正等の制度整備だけでなく実務上の努力によるところも大きい。

今後、さらなる迅速化の要否、審理の充実とのバランスなど、引き続き検討が必要であるが、そこでは現状の正確な検証が前提となる。

投資促進の観点からは、わが国の紛争解決制度の充実状況を海外に向けて積極的にアピールしていくことが有効であり、裁判迅速化法第8条による2年ごとの「迅速化促進サイクル」は、このような対外発信のための基本資料提供元としても活用すべきである。

3-2 専門対応力

専門委員制度等の専門能力活用と、一部地裁等への管轄集中を中心に制度整備が行われてきた。中でも、知財高裁の設置は、各方面から要望が強かったこともあり、社会的関心は高い。今年4月1日の法施行後、早速、一太郎の特許権侵害事件で5人合議を行う旨の報道もなされており、判例の統一化に向けて裁判所の積極的な姿が窺える。

なお、知財・労働事件において当該分野の専門家が職業裁判官と共に判決に関与する制度は、結果としては見送られた。個別分野の専門家の訴訟への関わり方が今後も論議の対象とされる機会は考えられる。制度の実施状況を見守るとともに、司法の本質に関わるテーマであることについて関係者が共通認識を深めていくことも必要であろう。

3-3 公正・透明性の向上

情報・証拠の偏在の是正という観点から、訴え提起前の証拠収集処分の導入等の司法手続きの充実、大いに評価できる。訴訟前に当事者同士で自主的に紛争を解決し、訴訟となった後も、充実した主張・立証が可能となり、迅速・適正な判決を得ることができる。運用次第で、大きな役割を果たすことが期待される。

また、倒産法制の一連の改正において記録閲覧等の条文が整備された一方で、知財法制においては営業秘密の強化が図られた。情報・証拠の偏在是正と、企業秘密保護との調整は時に非常に微妙な判断を要し、運用主体のバランス感覚が試される。

なお、公正・透明な手続きは、ADRを含む全ての紛争解決制度に要請されるものであり、労働審判制度や公正取引委員会等の司法外の紛争解決において、手続きの充実・法定が進められていることは評価できる。今後も、このような手続きの整備を積極的に進めるべきである。

3-4 国際調和

仲裁法や外国倒産承認援助法のように国連等の国際機関の示したモデル法の導入や、多国間条約に基づく法整備は今後も積極的に行っていくべきであろう。

一方で、社会風土の違い等から、労働審判制度のように、海外主要国と異なる制度を採らざるを得ない分野もあり、このような制度に関しては、わが国での事業展開を考えている海外企業から正しい理解を得られるよう、適切な説明に努める必要がある。

また、海外関係者への日本法理解促進に向けて、少なくともビジネスに関連する基幹法律の外国語訳は早急な実現が望まれる。

3-5 実効性の向上

民事執行法制の一連の改正などの執行制度の充実、紛争解決の実効性を直接的に高めるもので、執行事件新受件数の伸び等を見てもニーズに沿ったものであったと言える。

また、知財の分野でも、数次の法改正により高額賠償事例が現れるようになってきた。米国流の懲罰的損害賠償の導入は、わが国の法制度との整合性からみて難しいであろう。

経済法制においては、幾度かの改正で課徴金の算定率が上昇し、今般の独禁法改正でも算定率が最大の争点となったが、統計数値の上では課徴金総額も平均額も上がっていない。カルテル規制には課徴金制度よりも刑事罰の方が有効であると指摘もあり、課徴金制度のあり方自体を再考する時期に来ている。

4. 今後さらに充実が必要な取組み—法整備から運用充実へ

近時の一連の法改正により一定の水準に達したわが国の紛争解決制度を、実際にどのように運用していくかが課題であり、今後必要な取組みとして次の2点を指摘したい。

4-1 人的基盤づくり

司法制度改革の大きな柱の一つであった法科大学院については「国際化」と「法曹界への多様な人材の供給」が期待される。外資誘致という側面からすると、外国語能力を備えた日本法専門家の存在は大きなサポート要因であり、語学教育重視は望ましい。また、知財法制や経済法制等に通じた法律家の輩出へのニーズも高い。

4-2 ADR

個別労働紛争解決のための行政型 ADR、消費者苦情等に対応する民間型 ADR は大いに活用されており、スタッフの専門性等が評価されていると考えられる。今後、ADR 法に基づく認証制度も ADR 利用促進に繋がると期待される。但し、ここでも人材の充実が必要で、ADR 従事者に求められる資質・能力の具体化等も今後の課題である。

中でも、仲裁機関には国際商事紛争の解決が期待される。潜在的需要は大きいはずであり、利用者への積極的アピールを図り、利用者増加に向けた一層の努力が望まれる。

さらに、司法機関が、事案によっては相応しい ADR による解決を促すなど、ADR の利用促進に向けた連携も有効であろう。

以 上